

発議第 3 号

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会
規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

瀬戸内市議会議長 小谷 和志 様

提出者 議会運営委員長 石原 芳高

(提出の理由)

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例、瀬戸内市職員等の旅費に関する条例等が一部改正されたことを鑑み、市長や市職員等と議員との均衡を失しないように、費用弁償に関する規定を改めるもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を「瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第1条関係)

	議員報酬
議長	月額 450,000円
副議長	月額 380,000円
議員	月額 350,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第40号)新旧対照表

現行							改正後	
(費用弁償) 第3条 議員が公務のため市外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は別表 _____ のとおりとする。 2 略 別表(第1条、第3条関係)							(費用弁償) 第3条 議員が公務のため市外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額のとおりとする。 2 略 別表(第1条_____関係)	
	議員報酬	旅費						議員報酬
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		
議長	月額 450,000円	瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額	実費額	実費額又は1キロメートルにつき 37円	県外 2,100円	県外	議長 月額 450,000円	
副議長	月額 380,000円					県内	副議長 月額 380,000円	
議員	月額 350,000円					10,000円	議員 月額 350,000円	